

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会
(第18回)

農林水産省 消費・安全局

農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会（第18回）

令和6年 3月18日（月）

13:28～14:58

農林水産省消費・安全局第3会議室（Webex）

議 事 次 第

1 開 会

2 委員の出欠

3 配付資料の確認

4 議 事

- （1）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項の農薬の再評価に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

- ①チオベンカルブを有効成分として含む農薬

- ②ブタクロールを有効成分として含む農薬

- （2）農薬取締法（昭和23年法律第82号）第7条第7項の農薬の変更の登録に係る同法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）について

- ①ビフェナゼートを有効成分として含む農薬

- （3）その他

5 閉 会

午後1時28分 開会

○農薬対策室長 では、そろそろ定刻でございますので、ただいまから、農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会第18回会合を開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

事務局を務めます農産安全管理課農薬対策室長の●●●でございます。部会長に議事をお願いするまでの間、司会進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の原体部会は18回目の会合となりまして、今回はチオベンカルブ、ブタクロール及びビフェナゼートに関する農薬原体の成分規格について御検討いただきたいと思います。

本日は、本部会に属する委員の方2名、専門委員の方1名に出席いただいております。●●●、●●●及び●●●は本日御欠席となっております。

本部会は、農業資材審議会令第7条第1項で、委員及び臨時委員の過半数の御出席で会が成立すると規定されております。本日は委員及び臨時委員全員の過半数の出席を頂いておりますので、3名の方々ではございますけれども、本部会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

今回の部会はリモートでの開催となりますので、進行に不都合が生じるかもしれませんが、御容赦いただけますと幸いです。委員の皆様におかれましては、差し支えなければ、カメラは常時オンをお願いします。発言希望等ございましたら、画面右側の参加者一覧の「挙手」のアイコンを押していただきたいと思います。急を要する場合など必要があれば、座長からの合図を待たず、御自身でミュートを外して御発言いただいても構いません。

また、チャットボックス機能もございますので、音声トラブル等ございましたら、当該チャットボックスより御連絡いただけますと幸いです。

今回も個別の農薬原体の成分規格に関して御検討いただきます。検討に当たっての審議及び審議に用いられる資料には、農薬原体の製造方法、不純物の種類等、製造者が公表していない情報も含まれます。申請者の知的財産権の侵害を防止して、審議に必要な資料が悪意のある第三者への漏えいを懸念することなく申請者から円滑に提出されるようにするため、個別の農薬原体の成分規格に関する審議の議事・資料は非公開とさせていただきます。

なお、審議終了後には資料を回収させていただきますので、後日、御返却のほどよろしくお願いいたします。

では、本日の配付資料について確認させていただきたいと思います。

資料1が議事次第となっております。資料2が本部会の委員名簿でございます。資料3が今回審議する農薬原体の概要でございます。資料4-1及び4-2が、チオベンカルブの農薬原体の組成に係る評価報告書

と非公表の審査報告書となっております。資料5－1と5－2がブタクロールに関するもの。資料6－1と6－2がビフェナゼートに関するものでございます。

そのほか参考資料を添付しております。参考資料1－1から1－4までは本部会において決定いただきました農薬原体の成分規格の設定に関するルールでございます。

参考資料2－1と2－2でございますが、こちらはビフェナゼートの農薬原体の組成に係る評価報告書でございます。検査法部会において審議されたものでございます。

資料は以上になりますが、もし足りないものがございましたら、会議途中でも結構ですので、事務局までお申し付けください。

では、これからの議事進行は●●●●にお願いいたします。

○●●● 本日は、皆様御多用のところを御出席いただきまして、ありがとうございます。是非、慎重かつ活発な御審議をお願いいたします。

本日は三つの有効成分の農薬原体の成分規格に関して議論していただく予定としております。

チオベンカルブ及びブタクロールについては令和4年9月12日付けで、ビフェナゼートについては令和5年12月15日付けで農林水産大臣から諮問いただいております。

審議に当たっては、先ほど事務局から御説明がありましたが、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがありますので、非公開とさせていただきますので御承知おきください。

まず審議に入ります前に、利益相反の状況について御報告をお願いいたします。

○農薬対策室長 平成30年9月14日の農業資材審議会農薬分科会で決定いただきました利益相反の規定に基づいて、皆様に利益相反について事前に確認させていただきました。

本日審議いたしますチオベンカルブ、ブタクロール及びビフェナゼートについて、委員の皆様から利益相反に関して特段の申出はございませんでしたので御報告いたします。

○●●● 御報告ありがとうございます。

それでは、議事、農薬取締法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）のチオベンカルブの審議に入ります。

事務局より資料4－2の説明をよろしくをお願いいたします。

○農薬審査官 農薬審査官の●●●●でございます。資料に沿って説明いたします。

資料3に簡単に概要をまとめていますが、別名、国内での登録名はベンチオカーブといいます。1970年に初回の登録をした除草剤でございまして、水稻、麦、豆類等に使用されているものでございます。

それでは、資料4－2、1ページでございます。

申請者はクミアイ化学工業、登録名はベンチオカーブでございます。

一般名から化学名、コード番号、分子式等は御覧のとおりのようなものでございます。

2ページ。物理的・化学的性状でございます。

本剤は、傾向としては水には余り溶けず、有機溶媒に溶ける。オクタノール／水分分配係数は4.2程度、比較的大きい感じでございます。

加水分解は安定で、光分解は少し起きるというようなものでございます。

次に、スペクトルでございます。紫外可視吸収スペクトルで極大吸収は220nm辺りにございまして、3ページ以降、スペクトルを中性、酸性、アルカリ性の順で載せてあります。

アルカリ性にて、200nmぐらいで形は崩れますが、おおむね同じような形かと思えます。

5ページ、赤外吸収スペクトルでございます。図3-2がスペクトルで下の表に帰属を載せてあります。

6ページ、7ページに核磁気共鳴スペクトル、図3-3がプロトンで帰属は表に、図3-4が¹³Cで帰属は表に整理しております。

8ページ、質量スペクトルでございます。257というのがチオベンカルブのスペクトルでございまして、あとは断片のスペクトルになるかと思えます。

ここで一旦切らせていただきます。

○●●● ただいまの御説明について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

○農薬審査官 では、9ページ、製造方法でございます。●●●。

12ページ、考えられる不純物と由来でございます。●●●。

ここで一旦また切らせていただきます。

○●●● ただいまの御説明について御質問、御意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。
よろしいですか。

それでは、次の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 それでは、分析法でございます。●●●。

続いて、農薬原体の組成分析です。●●●。

続きまして、原体中の有効成分と不純物の含有濃度、規格でございます。●●●。

以上でございます。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

特段ないようでございますので、次の御説明をお願いいたします。

○農薬審査官 それでは、有効成分の毒性でございます。

チオベンカルブは農薬の再評価を行っている有効成分でして、食品安全委員会で改めて評価を受けた結果

が出ております。

まず、動物代謝でございます。本剤、吸収のよい有効成分でございます、排泄は尿中が主な排泄先となっております。吸収率も89.6%と推定されるような数字になります。

各組織、臓器等への分布ですが、肝臓や腎臓に少し分布するというような形かと思います。

代謝物でございますが、右の側鎖が切れた代謝物が幾つか出てくるようで、チオエステル結合が切れたものの、その後に酸化、メチル化などが行われる、そういった代謝経路が考えられております。

急性毒性に関しましては、本剤はチオカーバメイト系ということで、少し毒性の出る剤でございます。

刺激性、感作性は特にないものでございます。

21ページ、反復投与した試験になってきますが、毒性は主に肝臓に出ているかと思います。

遺伝毒性、本剤はAmes試験、染色体異常、あと小核などで陽性の結果が得られていますけれども、食品安全委員会の評価、22ページの注釈に書いておきましたけれども、*in vivo*のUDS試験と優性致死試験が陰性ということと、後ほど説明する発がん試験で発がん性がないこと。あと生殖・発生毒性等で問題となる所見がなかったことなどを総合的に判断して生体内で問題となる遺伝毒性は発現する可能性は低いと判断されているようにございます。

続きまして、24ページ、長期発がん性でございますが、ラット、マウスとも発がん性はないという結果でございます。

生殖・発生毒性の方ですが、繁殖能に対する影響、催奇形性はないという判断となっております。

神経毒性試験が実施されておまして、急性の方は高用量で少し毒性が出ているようでございます。遅発性ですとか反復の方は神経毒性がないという判断となっております。

メカニズム試験等は幾つかやられておまして、食品安全委員会の評価のまとめが28ページでございます。

ラットの2年反復投与発がん性の併合試験の無毒性量、0.9mg/kg体重/日を安全係数100で除した0.009という値がADIとして設定されております。

ARfDの方は急性神経毒性のNOAEL100mg/kg体重を安全係数100で除した1という値をARfDとしているようです。

有効成分の毒性の説明は以上でございます。

○●●● ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見等ございましたら挙手をお願いいたします。

ないようですので、次の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 それでは、不純物の毒性でございます。●●●。

次に、農薬の製造に用いられる農薬原体と毒性試験に用いられた農薬原体との同等性でございます。

●●●。以上でございます。

○●●● ただいまの御説明に対して御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。●●●。

○農薬審査官 ●●●。以上です。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。ほかに御質問、御意見等がございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、事務局より資料4-1の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 資料4-1でございます。

まず、農薬原体の規格でございますが、有効成分、チオベンカルブについて設定する、980g/kg以上という提案となります。

分析法に関しましては、チオベンカルブの農薬原体を内部標準溶液で溶解し、トルエンで定容後、ガスクロマトグラフ（GC）により分離し、水素炎イオン化検出器（FID）によりチオベンカルブを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いるとまとめさせていただいております。

2ページ、申請者、基本情報、物理的・化学的性状のところは、先ほどの審査報告書からの転記で、資料番号の整理を行っております。

4ページ、組成分析につきましては、チオベンカルブ及び1g/kg以上含有されている不純物について、選択性、検量線の直線性、精確さ及び併行精度が確認されており、科学的に妥当であったと、組成分析につきましても、定量された分析対象の含有濃度の合計が998から1000g/kgであったとまとめております。

有効成分の毒性は先ほどの審査報告書からの転記でございまして、資料番号の整理をしております。

14ページまで飛びまして、不純物の毒性につきましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかったとまとめております。

農薬原体の同等性に関しましては、その組成及び毒性を比較した結果、同等であったとまとめさせていただいております。

以上でございます。

○●●● ただいまの御説明について御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、評価書案の修正は、今回は特段ないということですか。

○農薬審査官 はい、なかったかと思います。

○●●● それでは、農薬分科会への報告については、審議いただいた評価書案を基に作成していただき、部会長に一任していただくことでよろしいでしょうか。

それでは、チオベンカルブの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● それでは、議事、農薬取締法第3条第2項第11号に掲げる事項（農薬原体の有効成分以外の成分の種類及び含有濃度）のブタクロールの審議に入ります。

事務局より、資料5-2の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 説明いたします。資料3に簡単に概要をまとめていますが、ブタクロール、1973年に初回の登録をされた除草剤でございまして、水稻などに使われております。今回、再評価ということで、農薬原体部会にも諮っているものとなります。

それでは、資料5-2、1ページでございます。

申請者でございますが、日産化学株式会社でございます。

登録名はブタクロール、一般名、化学名、コード番号、分子式等は御覧のとおりとなります。

物理的・化学的性状、ブタクロールも水には余り溶けずに、有機溶媒に溶ける傾向でオクタノール/水分配係数も4.4と比較的高いものです。

加水分解性はなくて、多少水中光分解が起こるというものとなります。

次に、紫外可視吸収スペクトルにつきましては、特段乖離したりしないようなので、スペクトルは変わらないということで、一つだけ提出されております。

204nm辺りに極大吸収波長です。

4ページ、赤外吸収スペクトルでございます。

申請を受けた当時、スペクトルの詳細な帰属まで求めていなかったもので、本件に関しましてはスペクトルのみとなります。

核磁気共鳴のスペクトルは5ページの図3-3でございます。こちらはプロトン、帰属の表を下に載せてあります。

6ページ、図3-4に¹³Cのスペクトルと帰属の表でございます。

7ページ、質量スペクトルで、物質のスペクトルは313のスペクトルで、そのほかはいろいろな断片のピークが見えているという形になるかと思えます。

一旦ここまでで切らせていただきます。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

次の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 では、8ページ、製造方法でございます。●●●。

次に、農薬原体中の添加物及び不純物です。●●●。

ここまでで一旦切ります。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

特段ないようですので、次の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 それでは、分析法でございます。●●●。

組成分析の結果です。●●●。

20ページ、有効成分及び不純物の含有濃度、規格でございます。●●●。

ここまでで切りたいと思います。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等がありましたらよろしくお願いいたします。

●●●から御質問を頂いていたところはよろしいですか。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● 分かりました。ありがとうございます。

○●●● ほかに御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、次の御説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 有効成分の毒性でございます。こちらでも再評価、食品安全委員会で改めて評価を受けております。

まず、動物代謝でございます。

排泄は、糞中、尿中に大体同じぐらい排泄されるような感じとなります。吸収率に関しましては高用量で53.7から55.9%、低用量で84.1から90.7%という値がラットでは得られております。

本剤は、発がん性のところで幾つか所見が出ているので、動物種の違いによる検証なども行うため、サル、マウス、いろいろ試験が実施されているようでございます。

急性毒性に関しましては、それほど強くない結果となっております。刺激は中程度ございまして、感作性がある剤でございます。

反復投与いたしますと、影響は肝臓、腎臓、甲状腺、鼻、腺胃に影響が出てくるとなっております。

遺伝毒性に関しましては、Ames試験で一部陽性はありますけれども、その他*in vivo*等で陰性ですので、問題ないという判断かと思えます。

発がん性に関しましては、最初のラットの試験ではないとなっておりますけれども、それ以降、甲状腺、腺胃と鼻の部分にラットでがんが認められているようです。マウスでは発がん性はなしとなっています。

生殖・発生に関しましては、繁殖能、催奇形性は特にないという判断かと思えます。

発がん性に関しまして、30ページから33ページにかけていろいろメカニズムの試験をやっておられまして、食品安全委員会でも評価をして、総合考察として腺胃、鼻部腫瘍、甲状腺に関して、ヒトに対して問題とならないという整理がされているかと思えます。

34ページの下、ADI等でございますが、ラットの反復経口／発がん性試験の結果を用いて0.01mg/kg体重/日というのがADIとして設定されております。

ARFDにつきましては、ウサギの発生毒性の数字を使いまして、0.49mg/kg体重というのをARFDとしているようでございます。

有効成分毒性の説明は以上でございます。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。
特段ないようですね。

この毒性、腫瘍がラットで出ているのですね。甲状腺、鼻部、腺胃、メカニズム試験がきちんとやられていて食品安全委員会の方でこれらはヒトに直接当てはまるものではないというような、そういった判断ということですよ。

○農薬審査官 そういうふうに認識しております。

○●●● こちらもよろしいでしょうか。

それでは、次の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 不純物の毒性でございます。●●●。

農薬原体の同等性です。●●●。

説明は以上となります。

○●●● ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等をお願いいたします。

●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● こちらについていかがですか。

●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

○農薬審査官 ●●●。

○●●● ●●●。

ほかのお二方の委員はいかがでしょう。

特段、よろしいですか。●●●。

では、こちらの方で、変更部分はここまでで、ほかの部分においても何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいですか。

ここだけの部分だけではなく全体を通してでも御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

特段ないようですので、そうしますとかなり修正が多岐にわたる形になるかと思いますので、こちらを委員の皆様にもメールで送っていただいて、御確認いただくという形になりますでしょうか。

○農薬審査官 本日御欠席の委員も含め、御確認いただいて確定としたいと考えております。

○●●● それでは、メールで修正案をお送りいただくということでよろしくをお願いいたします。

資料5-1の資料の説明をよろしくをお願いいたします。

○農薬審査官 資料5-1となります。

まず原体の規格でブタクロール、910g/kg以上という提案になります。

分析法は、ブタクロールの分析法として、ブタクロールの農薬原体に内部標準物質を添加し、アセトンで溶解後、ガスクロマトグラフ、GCにより分離し、水素炎イオン化検出器（FID）によりブタクロールを検出及び定量する。定量には内部標準法を用いると整理しております。

申請者、基本情報、物理的・化学的性状は、先ほどのものからの転記で、資料番号の整理です。

組成分析につきましては、分析法はブタクロール及び1 g/kg以上を含有されている不純物について、科学的に妥当という形です。組成分析につきましても、988から997g/kgであったとまとめております。

有効成分の毒性は先ほど御説明した表を転記で、資料番号の整理をしております。

15ページで、不純物の毒性で、考慮すべき毒性を有する不純物は認められなかった。同等性は組成及び毒性を比較した結果同等であったとまとめさせていただいております。

以上でございます。

○●●● ただいまの5-1の方の資料につきまして、御質問、御意見等ありましたら、よろしくをお願いいたします。

ないようですので、先ほどの5-2の資料の方をメールで皆さんにお送りいただくということで、農薬の分科会の報告については審議していただいた評価書案を基に作成していただき、部会長一任ということでよろしいでしょうか。

それでは、ブタクロールの原体規格の設定に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。では、頂いたような形で、今後、手続を進めてまいります。

○●●● それでは、議事、農薬取締法第3条第2項第11号に掲げる事項、農薬原体の有効性分以外の成分の種類及び含有濃度のビフェナゼートの審議に入ります。

事務局より資料6の説明をお願いいたします。

○農薬審査官 ビフェナゼートでございます。

資料3に簡単にまとめていますが、ビフェナゼート、初回登録は2000年の殺虫剤でございます。果樹、野菜、茶等に使用されております。

参考資料に付けましたように、ビフェナゼートは検査法部会で御審議していただいている剤で、今回、製造場を追加するに当たり、製造方法の変更と不純物が変わるということで、改めて農薬原体部会で御審議していただく剤となります。

1ページでございます。

申請者は日産化学でございます。登録名から分子量までは表のとおりでございます。

物理的・化学的性状は検査法部会で御審議していただいた審査報告書の方にまとめております。参考資料の方に入っていますので、御覧いただければと思います。

製造方法に関しましては、●●●。

6ページに原体中の不純物の整理をしております。●●●。

一旦こちらで切りたいと思います。

○●●● ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしく願いいたします。

ないようですので、次の説明をよろしく願いいたします。

○農薬審査官 それでは分析法でございます。●●●。

組成分析です。●●●。

ここで切りたいと思います。

○●●● ただいまの御説明につきまして御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

●●●から、幾つかあったと思うのですが、大丈夫ですか。

○●●● 訂正していただいたので。

○●●● それでは、次の説明、お願いいたします。

○農薬審査官 では、有効成分の毒性でございます。検査法部会の方で報告しているので割愛します。

15ページ、不純物の毒性でございます。●●●。

今回、既に検査法部会で規格を定めておりましたので、そちらの原体との比較をさせていただきました。

●●●。

以上でございます。

○●●● ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等よろしく申し上げます。

特段ないようですので、この関係以外でも6－2の資料で御質問等はございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、事務局より資料6－1の説明をよろしくお願いいたします。

○農薬審査官 ●●●。

では、資料6－1の説明をいたします。

資料6－1につきましては、今回御審議していただいた資料6－2と検査法部会のときに御審議していただいた内容を反映させていただいております。

農薬原体の規格は今回設定する原体についてのもので、ビフェナゼート960g/kg以上という形で、以前は980g/kgだったかと思いますが、こちらに変更した形で提案となります。

農薬原体の分析法、ビフェナゼートの分析法ですが、今回、審査した直近で使った分析の方を採用いたしましてまとめております。

ビフェナゼートの農薬原体をアセトニトリルに溶解し、アセトニトリル/0.1%ギ酸水溶液で定容後C18カラムを用いて高速液体クロマトグラフ（HPLC）によりアセトニトリル/0.1%ギ酸水溶液で分離し、紫外吸収（UV）検出波長230nmによりビフェナゼートを検出及び定量する。定量には絶対検量線法を用いると整理しております。

申請者、基本情報は、先ほどの審査報告書からの抜粋で、3ページ、物理的・化学的性状は、検査法部会のときに審査していただいた資料から持ってきております。

4ページ、組成分析の結果につきまして、分析法は、ビフェナゼート及び1g/kg以上含有されている不純物については科学的に妥当であったという点。組成分析については995から997g/kgであったと整理しております。

有効成分の毒性につきましては検査法部会で審議していただいた資料をそのまま持ってきております。

9ページ、不純物の毒性に関しましては、考慮すべき毒性を有する不純物は認められないということと、同等性に関しましては、検査法部会のものからつながってきますが、最終的には毒性試験に用いられた農薬原体と比較して、その組成及び毒性を比較した結果、同等であったととまらるかと思っております。

評価資料には今回使った審査報告書以外に前回検査法部会で御審議していただいた審査報告書も評価資料として追記させていただいております。

以上でございます。

○●●● ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

ビフェナゼート全体に関しても御質問、御意見がありますようでしたらお願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

ないようですので、これについては少し修正が入るのですね。●●●。

○農薬審査官 あとすみません、先ほど資料6－1で1か所、組成分析の結果995g/kgから997g/kgと御説明をしたのですが、前回の検査法部会の際の組成分析の結果を反映しようとする、991g/kgから1000g/kgの方が良いかもしれないので、参考資料の2－1に使っている数字の方が幅が広いので、そこの数字に直したいと思います。

○●●● 検査法部会で出ていた数字の方ですね。

○農薬審査官 分科会に報告という形では初めてなので、両方のものを完全に反映したものを報告した方がいいかと思っています。

○●●● そうしましたら、この修正についても一応皆さんにメールで一緒に送っていただいた方がいいと思います。よろしくお願いいたします。

分科会への報告については、審議していただく評価書案を作成していただき部会長一任ということでよろしいでしょうか。

それでは、ビフェナゼートの原体規格の設置に関する審議は以上といたします。

○農薬対策室長 ありがとうございます。今後、所要の手続を進めてまいります。

○●●● 本日の農薬原体部会の議事は以上となります。その他、何かございますでしょうか。

ないようですので、議事進行を事務局にお返しいたします。

○農薬対策室長 本日は長時間にわたって熱心に御審議賜りまして、厚く御礼申し上げます。

今回の議事概要及び議事録につきましては、事務局で案を作成の後、委員の方々の確認を取らせていただきまして公開いたします。事務局案ができましたら、確認等をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の農業資材審議会農薬分科会農薬原体部会を閉会いたします。長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

午後2時58分 閉会